

笠間市被災住宅復興支援利子補給補助事業 《融資額の利子の一部を補助します》

市では東日本大震災により被害を受けた住宅等を金融機関から融資を受けて補修等をする方を対象に、借り入れにかかる利子の一部を補助します。

■対象者（次のすべてに該当する方となります）

1. 自己または親族の所有する住宅が、大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「り災証明書」を受けており、震災発生時に自己または親族がその住宅に居住していた方。ただし、被災住宅を解体し、被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は除きます。
2. 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入または被災宅地の復旧工事を市内で行う方。
3. 平成23年3月11日以降に独立行政法人住宅金融支援機構や銀行法第2条で定める「銀行」または協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組合金融機関」と金銭消費貸借契約を締結し、平成26年3月31日までに融資を受けた方。
4. 市税等を滞納していない方。
5. 同様の利子補給を他から受けていない方または受けようとしていない方。

■利子補助額

年利2%に相当する額（2%未満の場合はその利率）＊毎月の融資残高より算出する

利子補給対象融資限度額

- ・住宅復旧（補修・建設・購入） 640万円
（住宅に被害がなく、宅地のみでの復旧工事を実施する場合は390万円）
（住宅と宅地の復旧工事を実施する場合は1,030万円）

■補助期間

償還開始の月から5年以内（ただし、無利子期間または利子支払の猶予期間等がある場合には、当該期間を含め5年以内）

■申請期間

平成26年3月31日まで（土日・祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

■申請場所

笠間市役所（本庁2階）都市計画課

※申請書は都市計画課窓口、各支所地域課に用意してあります。また、笠間市ホームページからもダウンロードできます。[アドレス/<http://www.city.kasama.lg.jp/news.php?code=532>]

【問合せ】都市計画課 開発グループ（内線588）

無料体験授業 予約受付中

合格をめざす特別相談会実施

小学2年～中学3年対象

9月15日(土)～9月29日(土)

キミという世界遺産を応援します

と・こ・と・ん・教・室

平成進學アカデミー

入会金15,000円
9月無料キャンペーン

水戸校 ☎029(2)531722	筑西下館校 ☎0296(2)55445	笠間友部校 ☎0296(7)85560	笠間稲荷校 ☎0296(7)21466	ひたちなか校 ☎029(2)7318655	那珂校 ☎029(2)981588	東海校 ☎029(2)871723	日立校 ☎0294(2)46373
大みか校 ☎0294(5)42215	多賀校 ☎029(4)352415	小津校 ☎0294(4)36208	常陸太田校 ☎0294(7)21200	十五川原校 ☎0294(3)91255	高萩校 ☎0293(2)07711	磯原校 ☎0293(4)36455	大津校 ☎0293(4)66655

www.tokotonkyoshitsu.com 電話受付時間/日曜以外の午後3:00～10:00 ご来塾の前に電話でお問合せ下さい。